

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和6年11月19日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア いわて生活協同組合

イ 株式会社薬王堂

ウ 株式会社ワークマン

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アエルプラザ 八幡平市大更第18地割88番地12ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 荷さばき施設の位置

イ 廃棄物等の保管施設の位置

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯

(4) 変更する年月日 令和6年12月5日

(5) 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更のため

2 届出年月日 令和6年11月1日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び八幡平市役所